

鶴岡市高齢者等ごみ出し支援事業補助金交付要綱

令和5年4月1日

告示第245号

1 目的及び交付

市長は、ヘルパー、親族、近隣住民等によるごみ出し支援の取組を促進することで、高齢者や障害者等の身体的な理由でごみ出しが困難な世帯（以下「ごみ出し困難世帯」という。）の負担の軽減及び生活環境の保全を図るため、地域の共助によるごみ出し支援又は環境整備を行う団体に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 箱型ごみステーション 家庭から出るごみの集積及び収集を行う場所（以下「ごみステーション」という。）に設置する工作物をいう。
- (2) 一時保管ボックス ごみ出し困難世帯のごみを、決められた収集日まで保管するための工作物、容器等をいう（箱型ごみステーションを除く。）。
- (3) 箱型ごみステーション等 箱型ごみステーション及び一時保管ボックスをいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ごみ出し困難世帯のごみ出しを支援する団体で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 政治活動や宗教活動を目的としないこと。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと。

4 補助対象事業

補助の対象となる事業は、補助対象者が行う次に掲げる事業とする。

- (1) ごみ出し困難世帯のごみ出しを支援する事業（以下「支援事業」という。）
- (2) 支援事業の実施に必要な、箱型ごみステーション等を新設（小動物等に荒らされずにごみを保管できる構造のものに限る。以下同じ。）し、又は改修（小動物等に荒らされずにごみを保管する機能を付与するものに限る。以下同じ。）する事業（既存の箱型ごみステーション等の老朽化に伴う更新を行うもの、単に維持管理だけを行うもの及び場所を移動させるものを除く。以下「環境整備事業」という。）

5 補助金の額

補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 支援事業（ごみ出し支援を開始した年度に限る。） 5,000円
- (2) 環境整備事業 次に掲げる経費の合計額又は5万円のいずれか少ない額
 - ア 箱型ごみステーション等の新設又は改修に係る費用
 - イ 自ら箱型ごみステーション等を新設し、又は改修する場合の材料費

6 交付の条件

環境整備事業を実施する場合にあっては、規則第5条の規定による条件として、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 箱型ごみステーションを設置する場合にあっては、鶴岡市ごみステーションの設置等に関する要綱（令和4年鶴岡市告示第227号）の規定に従い実施すること。
- (2) ごみ出し困難世帯から、決められた収集日の朝にごみを出すことが困難であるため、収集日の前日以前に箱型ごみステーション等にごみを排出してよいか相談があった場合には、関係者と調整のうえ、これを認めること。この場合において、箱型ごみステーション等の管理に必要な範囲において、排出時間等の条件を付することができる。

7 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。この場合において、規則第21条の規定により、規則第3条に規定する事業計画書（環境整備事業を実施しない場合にあっては、事業計画書及び収支予算書）の添付を省略することができるものとする。

- (1) 鶴岡市高齢者等ごみ出し支援事業補助金事業計画書（様式第1号）
- (2) ごみ出し困難世帯名簿（様式第2号）
- (3) 箱型ごみステーション等の設置場所の略図（環境整備事業に限る。）
- (4) 環境整備事業着工前の状況を示す写真（環境整備事業に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

8 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

9 実績報告

規則第13条第1項に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、環境整備事業を実施しない場合にあっては、規則第21条の規定により、規則第13条に規定する収支計算書の添付を省略することができるものとする。

- (1) 鶴岡市高齢者等ごみ出し支援事業補助金完了報告書（様式第3号）
- (2) ごみ出し困難世帯名簿（交付申請時から変更がある場合に限る。）
- (3) 事業内容を周知するためのチラシ等の印刷物を作成した場合にあっては、その印刷物
- (4) 箱型ごみステーション等の写真（環境整備事業に限る。）
- (5) 領収書、受領書等経費の支払が確認できる書類（環境整備事業に係る書類に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

10 その他

この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第7項関係）

鶴岡市高齢者等ごみ出し支援事業補助金事業計画書

団体名：_____

事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業概要	①地域の現状と解決したい問題（事業目的）	
	②事業内容	
	③期待する効果	
交付申請額	(1) 支援事業	円
	(2) 環境整備事業	円
	合計	円
問合せ先	氏名(ふりがな)	
	住所	
	電話番号	
	メール	
備考		

様式第2号（第7項、第9項関係）

年 月 日現在

ごみ出し困難世帯名簿

団体名： _____

No	氏名	住所	生年月日	連絡先	世帯 人数	備考（ごみ出しが 困難な状況など）

※ごみ出し支援の対象となるごみ出し困難世帯の情報を記入してください。

※氏名欄には、対象世帯の代表者の氏名を記載してください。

様式第3号（第9項関係）

鶴岡市高齢者等ごみ出し支援事業補助金完了報告書

団体名：_____

事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
実施状況		
工夫した点・ 反省点		
効果及び 今後の展望		
市への意見・ 要望		
問合せ先	氏名(ふりがな)	
	住所	
	電話番号	
	メール	
備考		